

第3回審議会の振り返りについて

○料金改定（料金体系）について

	概要	分析	メリット・デメリット
案①	基本料金・従量料金ともに15.8%引上	・全使用者が一律15.8%引上げとなり公平 ・市民に分かりやすい（説明しやすい）	○大口使用者の負担が少ない ●大口使用者への負担転嫁ができていない ●小口・中間使用者の負担感
案②	基本料金据置	・基本水量(10 m ³)内の使用者の負担は変わらない ・20 m ³ /月以下の使用者の引上率は15.8%以下	○小口・中間使用者の負担感の緩和 ○基本料金と従量料金の割合の改善 ○大口使用者への負担転嫁→●大口使用者の負担増
案③	基本料金引下	・使用水量13 m ³ 以下の使用者は負担減 ・20 m ³ /月以下の使用者の改定率は15.8%以下 ・大口使用者の負担大幅増	○小口使用者と使用水量13 m ³ 以下の使用者は負担減 ○中間使用者までの引上率が低い ○基本料金と従量料金の割合の改善 ○大口使用者への負担転嫁→●大口使用者の負担大幅増
案④	基本水量(10 m ³ →5 m ³)引下、基本料金半額	・基本水量(5 m ³)内の使用者は半額、使用水量8 m ³ までの使用者は引下 ・10 m ³ 以上の使用者の改定率が15.8%を超過 ・改定率の差が大きい（最大134%、最小50%）	○小口使用者の負担軽減(5 m ³ 以内は半減) ●中間・大口使用者の負担増 ●改定率の差が大きい（最大134%、最小50%） ●基本料金収入の大幅減(経営の不安定化)
案⑤	従量料金を通増方式	・使用水量に応じ従量料金をいただくため小口・中間使用者の負担が少ない ・大口使用者の負担が最も大きい ・改定率の差が大きい（最大156%、最小50%）	○小口使用者の負担軽減 ●大口使用者の負担増 ●改定率の差が案の中では最大（最大156%、最小50%） ●基本料金収入の大幅減(経営の不安定化)

※口径別料金制について

本市においては口径13mmが93%を占めており、13mmを超える口径、特に大口の事業所などへ負担が偏ることが予測されるため見送った。

協議結果

料金体系の決定にあたり、小口使用者（月10 m³以内）、中間使用者（月10～20 m³）、大口使用者（月20 m³超）ごとの影響などを考慮し検討した結果、小口、中間使用者の負担に対する配慮、芳井地区が大きく値上げになることに対する配慮ということも含めて、基本料金を据え置き従量料金のみ引き上げる改定案②で承認した。

【ポイント】

- 基本料金は据置であり基本水量(10 m³)内の使用者の負担は変わらない
⇒小口使用者（単身世帯、独居老人世帯等）への配慮
- 20 m³/月以下の使用者の引上率は15.8%以下となる
⇒中間使用者（一般家庭等）への配慮

○改定時期について

上水道と簡易水道の事業統合（及び料金改定）を速やかに進める必要があることから、現時点で最短と考えられる令和5年4月1日の改定を承認した。

○改定方法（段階的な引上げ・引下げ）について

料金改定に伴う住民負担の緩和を図るため、複数年での段階的改定について検討を行った。

先ず、段階的に改定した場合の減収見込み額から改定期間は3年を限度とし、次に、料金改定に伴う地区ごとの影響を考慮し改定期間に差を設けるかどうか協議した。

委員からは、「引き上げ幅の大きい芳井地区は5年で改定すべき」「引下げとなる美星地区は1年で行うのが一般的」などの意見もあったが、このたびの料金改定は、1市1水道を目指す中で取り組むものであり、その過程（進め方）についても1つのルールで取り組むべきであるという考えの下、3地区とも同じく3年で段階的に改定する方法を承認した。

なお、3年で料金改定を実施した場合、令和11年度時点の資金残高の目標である5億円が、約3億2千万円まで減少することとなるため、常に経営状況を正確に把握する必要がある。

○加入負担金について

本市の加入負担金については、水道料金と同様、合併前の井原市・芳井町・美星町で定められた金額を引き継いだままとなっており地区間で最大5倍の格差が生じていることから、水道料金の統一に併せて統一すべきであるとする。

次に、統一後の加入負担金のあり方について検討を行ったが、創設当時の拡張期から、将来にわたり安定給水ができる施設が整い水道普及率も向上した現在は、維持管理の時代に移行したと考えられるため、今後の加入負担金については、老朽管更新（配水管布設替）に必要な経費を原価に算出するのが妥当であるとする。

(税込)

水道別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
現行(上水道)	132,000	264,000	528,000	1,320,000	1,980,000	4,356,000	7,920,000
改定(案)	88,000	176,000	352,000	880,000	1,320,000	2,904,000	5,280,000